

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを、株主・お客様・地域社会それぞれに満足いただき、社員には誇りを持って働ける「21世紀のグッドカンパニー」実現を図るための経営統治機能として位置づけております。そして、取締役会・監査役制度を基本として、労働組合執行部や幹部社員も参加した「経営会議」を通じて、経営の公正・透明性を追求し、当社およびグループ全体のコーポレート・ガバナンスやコンプライアンス強化に努めております。

また、「五ゲン主義(現場・現物・現実・原理・原則)」を仕事の基本とし、経営理念・行動指針の実践を通じて、より高い付加価値の創造と企業価値の向上、さらには企業の社会的責任を果たしてまいります。

なお、当社グループのコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および運営方針を明らかにするため、「セーレングループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、公表しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

< 補充原則1 - 2 - 4 > 株主総会における権利行使

現在、当社の株主構成における海外投資家の比率は高くないため、議決権電子行使プラットフォームの導入や招集通知の英訳は実施しておりません。今後、海外投資家の比率が25%を超える水準になった場合には、実施の検討を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および運営方針を明らかにするため、「セーレングループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、当社ホームページに開示しておりますので、併せてご参照ください。

【セーレングループ コーポレートガバナンス・ガイドライン】

URL: <http://www.seiren.com/company/governance/guideline.pdf>

< 原則1 - 4 > 政策保有株式

「セーレングループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」第7条(政策保有株式)をご参照ください。

< 原則1 - 7 > 関連当事者間の取引

「セーレングループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」第10条(株主の利益に反する取引の防止)をご参照ください。

< 原則3 - 1 > 情報開示の充実

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

・経営理念等: 当社ホームページ > 会社案内 > 経営理念(URL: <http://www.seiren.com/company/policy/>) および「セーレングループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」巻末の【参考1】【参考2】をご参照ください。

・経営戦略: 有価証券報告書や決算短信に加え、当社ホームページ > 株主・IR情報 > 中期経営戦略(URL: http://www.seiren.com/invest/mid_term/)に掲載しております。

・経営計画: 各事業年度毎の業績見通しを決算短信等で開示しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「基本的な考え方」および「セーレングループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」をご参照ください。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

「セーレングループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」第22条(取締役および監査役の報酬等)をご参照ください。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

「セーレングループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」第21条(取締役候補者および監査役候補者の選定基準等)をご参照ください。

(5) 取締役・監査役候補の個々の選任・指名についての説明

当社の取締役・監査役候補者の選任・指名の説明については、「定時株主総会招集ご通知」の参考書類をご参照ください。

< 補充原則4 - 1 - 1 > 経営陣に対する委任の範囲の概要

「セーレングループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」第13条(取締役会の責務)をご参照ください。

< 原則4 - 9 > 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

「セーレングループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」巻末の【参考4】社外役員の独立性に関する基準をご参照ください。

< 補充原則4 - 11 - 1 > 取締役会の全体としてのバランス、多様性及び規模

「セーレングループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」第12条(取締役会等の体制)をご参照ください。

< 補充原則 4 - 11 - 2 > 取締役・監査役の他の上場会社の役員兼任状況
取締役・監査役の他の上場会社の役員の兼任状況は、「定時株主総会招集ご通知」および「事業報告」において開示しておりますのでご参照ください。

< 補充原則 4 - 11 - 3 > 取締役会の実効性評価
当社は、取締役会の実効性評価に関して、毎年 取締役および監査役(社外役員を含む)に自己評価アンケートを実施します。
平成29年3月に行いましたアンケート調査の結果、取締役会の構成は適切であり、また社外役員より闊達な発言がなされており、総じて取締役会は有効に機能し実効性が確保されていることが確認されました。

< 補充原則 4 - 14 - 2 > 取締役・監査役に対するトレーニングの方針
「セーレングループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」第20条(取締役および監査役の支援体制・トレーニングの方針)をご参照ください。

< 原則 5 - 1 > 株主との建設的な対話に関する方針
「セーレングループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」第26条(株主とのコミュニケーション)をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,241,700	6.56
株式会社北陸銀行	2,671,748	4.13
トヨタ自動車株式会社	2,436,000	3.76
旭化成株式会社	2,436,000	3.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,399,300	3.71
GOVERNMENT OF NORWAY	2,065,200	3.19
第一生命保険株式会社	1,969,000	3.04
セーレン共栄会	1,951,109	3.01
日本生命保険相互会社	1,505,870	2.32
東京海上日動火災保険株式会社	1,130,766	1.74

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	繊維製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
吉野 龍二郎	他の会社の出身者								○			
北畑 隆生	その他											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉野 龍二郎	○	旭化成株式会社出身であり、当社は同社から染色加工を受注し、また仕入れをするなどの取引があります。なおこれらの取引関係は、当社および同社の事業規模に比して軽微であり、同氏は当社が定める社外役員の独立性に関する基準を満たしております。	繊維事業に関する豊富な経験に基づく識見を活かし、経営全般につき客観的、建設的な意見をいただくため、社外取締役に選任しております。 当社が定める社外役員の独立性に関する基準を満たしており、高い独立性を有しております。従って一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

北畑 隆生	○	——	行政官としての豊富な経験に基づく高い識見を活かし、当社の経営全般につき客観的、建設的な意見をいただくため、社外取締役役に選任しております。 当社が定める社外役員の独立性に関する基準を満たしており、高い独立性を有しております。従って一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
-------	---	----	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

常勤監査役は会計監査人から期初に監査計画の説明を受けるとともに期中の監査状況、期末監査の結果等について随時説明、報告を受けるほか、適宜、会計監査人による監査に立ち会うなど、緊密な相互連携をとっております。
常勤監査役は内部監査を所管するグローバル業務監査室と連携して年2回の各部門の往査および半期毎の棚卸監査を実施しています。監査において発見された問題点は、各部門で迅速に必要な対策または改善措置を立案・実行しております。
また、子会社については、常勤監査役は定期的に内部監査人による監査報告会で業務監査報告を受けるとともに、適宜往査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高木 繁雄	他の会社の出身者													
堀田 健介	他の会社の出身者													
細溝 清史	その他													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高木 繁雄	○	平成10年6月から平成25年6月まで当社の主要借入先である株式会社北陸銀行の取締役でありました。現在は退任し、同行の特別参与であります。 当社取締役会長川田達男は平成21年6月から平成25年6月まで同行の社外監査役に、平成25年6月からは株式会社ほくほくフィナンシャルグループの社外監査役に就任し、客観的な立場から監査しております。	金融界での貴重な経営経験に基づく財務に関する専門的な識見を、当社の監査体制の中で活かしていただくため、社外監査役に選任しております。 当社が定める社外役員の独立性に関する基準を満たしており、高い独立性を有しております。従って一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
堀田 健介	○	――	金融界での豊富な経営経験に基づく広範な識見と国際感覚を、当社の監査体制の中で活かしていただくため、社外監査役に選任しております。 当社が定める社外役員の独立性に関する基準を満たしており、高い独立性を有しております。従って一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
細溝 清史	○	――	元金融庁長官としての豊富な経験に基づく高い識見を、当社の監査体制の中で活かしていただくため、社外監査役に選任しております。 当社が定める社外役員の独立性に関する基準を満たしており、高い独立性を有しております。従って一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまと共有し、取締役の株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、株式報酬型ストックオプションを導入しております。(平成26年6月24日開催の定時株主総会で決議)

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、子会社の取締役、その他
-----------------	-------------------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役(社外取締役を除く)および執行役員、ならびに当社の完全子会社の取締役および執行役員に対し、当社が必要と判断する個数を付与しています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

取締役の報酬限度額は、平成22年6月23日開催の定時株主総会において、年額450百万円以内(うち社外取締役分は年額20百万円以内)と決議いただいております。また別枠で、平成26年6月24日開催の定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額80百万円以内と決議いただいております。
平成28年度において、取締役13名に対し480百万円(ストック・オプション54百万円を含む)を支給しております。

上記には平成28年6月21日開催の定時株主総会終結のときをもって退任した監査役1名の当事業年度の取締役在任時の報酬が含まれておりません。

上記には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 取締役および監査役の報酬は、適切にリスクテイクを支え、企業価値向上へのインセンティブを高めるうえで相当であり、かつ優秀な人材を確保できる水準とすることを基本的な方針とする。
2. 取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、個々の取締役の職責および実績、経営内容や経済情勢を勘案し、取締役会にて決定する。
3. 取締役の報酬限度額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等を、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、個々の取締役の職責に基づき算定し、取締役会にて決定する。
4. 監査役の報酬等は、取締役の報酬等とは別体系とし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議において決定する

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役および社外監査役には、取締役会出席を要請し、出席がなかった場合にも議事録を提供し、その内容につき伝達しています。また、議題の具体的な内容を理解した上で取締役会に臨めるよう、取締役会事務局は、取締役会に上程する議案および資料を可能な範囲で事前送付しています。

監査役会においては、会計監査人の監査計画および四半期毎の会計監査結果、ならびにグローバル業務監査室による年2回の内部監査結果について報告がなされており、情報の共有化を図っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

（1）現状の体制の概要

当社の取締役会は、平成29年6月21日現在、社外取締役2名を含む13名（男性13名）の取締役で構成され、取締役会にて十分な議論を尽くして意思決定を行っております。また、当社は執行役員制度を導入し、取締役11名は執行役員を兼務しております。なお、当社は社外取締役2名を独立役員として指定しております。

監査役会は社外監査役3名を含む4名（男性4名）で構成されております。常勤監査役は取締役会のほか経営会議等の重要会議に出席し、経営および業務執行への監視機能を果たしております。また、グローバル業務監査室との連携により内部管理体制の適正性を監視・検証しております。

なお、当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役2名および社外監査役3名との間において、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金2百万円以上であらかじめ定める金額と法令の定める最低限度額とのいずれが高い額となっております。

（2）監査役の機能強化に係る取組み状況

監査役監査が効率的に行われることを確保するために、適正な知識、経験を有するスタッフを監査室に1名、グローバル業務監査室に1名配置し、監査役補助業務を行っております。社外監査役3名のうち2名は金融機関における長年の経験があり、また、もう1名は金融庁の出身であり、それぞれ財務・会計に関する知見を有しております。なお、社外監査役3名を独立役員として指定しております。これらの陣容により、実効性の高い監査を実施しております。

（3）業務執行においては、以下の会議体を設置しております。

1. 経営会議

経営会議規程に基づき、代表取締役、各取締役、監査役、各執行役員、関係する部門責任者等の出席により開催されます。取締役会に次ぐ意思決定機関として位置づけております。

2. 経営戦略会議

経営戦略会議規程に基づく緊急重要案件に関する協議検討機関であり、代表取締役、監査役、関係する取締役および執行役員等が出席し、代表取締役への諮問を行っております。

3. 各部門会議

各部門から経営会議等上位会議へ上程されることを前提とした討議機関であり、より具体的に専門的な討議がなされております。代表取締役、関係する取締役、執行役員、当該部門長および部・課長が出席します。

4. 関連企業会議

国内外の関連企業における案件に関して定期的に開催され、討議・決議がなされております。また案件の重要性に応じて経営会議に上程されるための討議機関でもあります。代表取締役、監査役、関係する取締役、執行役員、当該関連企業の社長等が出席します。

これらのほか、全体経営会議、関連企業全体会議、海外主管者会議において全社的な情報の共有化を図っております。

（4）公認会計士の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、道幸静児代表社員、岡田博憲代表社員及び松本勝幸社員であり、ひびき監査法人に所属しています。当社の会計監査業務に係る補助者は公認会計士8名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役13名のうち2名が社外取締役であり、いずれも高い独立性を有しております。各社外取締役が有する専門的な識見や幅広い経験に基づき、経営全般について客観的な立場から積極的に助言・指導をいただいております。経営の公正・透明性の確保が図られております。また、常勤監査役は取締役会のほか経営会議等の重要会議に出席し、経営および業務執行への監視機能を果たしております。こうした取り組みにより、コーポレート・ガバナンスの有効性を十分に担保できるものと判断し、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成29年6月20日定時株主総会開催日(招集通知発送日前倒し5月29日)
その他	招集通知の早期開示(招集通知発送前の5月25日に、当社及び東京証券取引所のウェブサイトに掲載)

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ>会社案内>コーポレートガバナンス(URL: http://www.seiren.com/company/governance/#gove5)に掲載しているほか、「セーレングループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」巻末の[参考3]に記載。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、東京においてアナリスト・機関投資家向けに説明会を開催	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、インベスターズガイド等を掲載	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部 IR担当	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業倫理に基づく社員の行動指針」の中で規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	地域ボランティア活動、地域文化振興活動、全産業廃棄物のリサイクル率を98%以上にすると ロエミッションなどに取り組んでおります。
その他	<女性の活躍の方針・取組に関して> 当社は、女性が妊娠・出産・育児を経ても仕事を続けられる環境の整備が重要であると 考えております。特に、育児休業取得について重視しており、女性の育児休業取得率はほ ぼ100%となっております。復帰後も、短時間勤務・時差出勤などの制度利用により、仕事 と育児の両立支援を進めております。その結果、当社の平均勤続年数は女性社員が男性 社員を上回っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」にある通り、株主・顧客・地域社会にそれぞれ満足いただき、社員には誇りを持って働ける「21世紀のグッドカンパニー」を目指しております。

内部統制システムに関する基本的な考え方につきましても、こういったコーポレート・ガバナンスに即した、さらには会社法をはじめとした諸法律・規則に基づいた仕組みづくりと認識をしております。

当社がスローガンとして掲げる「のびのび(自主性)いきいき(責任感)びちびち(使命感)」並びに「五ゲン主義(原理・原則・現場・現物・現実)」をベースに、常にお客様の立場に立った経営姿勢を役員・社員に徹底し、公正で明確な管理体制構築に努力しております。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制<情報管理体制>

当社は、取締役会・経営会議等重要会議の議事録、業務執行のための稟議書、重要契約書、各種計算書類、経営計画書を保存し、管理閲覧に供しております。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制<リスク管理体制>

当社は、取締役会、経営会議、経営戦略会議を通して、未然のリスクを把握し、業務執行にあたっては社内稟議規程に基づいた合議をし、リスクの発生を未然に防いでおります。また、各工場での生産体制につきましても、安全衛生防災・公害防止に関する規程等により管理をしております。

また、法令あるいは社内規程上疑義のある行為等について、従業員を始めとしたすべてのステークホルダーからの情報を受け付ける「内部通報制度」を規定し、グローバル業務監査室がその窓口として業務にあっております。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制<効率的業務執行体制>

当社は、期間計画ヒアリングおよび部門会議、経営会議において取締役及び使用人が共有する全社的な目標を策定し、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標および会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限再分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して部門会議、経営会議において定期的に進捗状況をレビューしております。また、緊急かつ重要な案件については関係する取締役で構成される経営戦略会議において十分なる検討が成されたのち、取締役会に上程し意思決定の迅速化を図っております。

また、組織規程の改定を取締役会で決議し、役職者全員の業務分掌、職務権限、役割と責任を明確化しております。

4. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制<コンプライアンス体制>

当社は、法令並びに定款・各規程に基づいて取締役会・経営会議を通じ、コンプライアンス体制を確保するとともに、倫理規程・社員倫理行動指針書・自社株取引管理規程による取締役及び使用人の行動規範を広範に明示し、社会の公器としての企業倫理を構築しております。

また個人情報に関しましても個人情報保護指針、セキュリティポリシーを定めて管理しております。更なるコンプライアンスの強化を図るために、セーレングループのコンプライアンス基本規程を定め、社外弁護士も含んだコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する方針の立案、コンプライアンス遵守に関する社員教育の推進を行ってまいります。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制<グループ管理体制>

1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「セーレングループ企業統治基準」のほか、子会社の経営管理に関する社内規程を定め、子会社社長、子会社取締役及び主管者の役割と責任を明確にしております。これらの社内規程等に基づき決裁ルールを定め、経営の重要な事項に関しては当社の承認または報告を行う体制を構築しております。また、各子会社は、業務執行状況・財務状況等の報告を毎月当社に行うものとしております。

2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、本社各部、グローバル業務監査室がグローバル本社として機能するとともに、グループ各社と緊密な連携を図り、「セーレングループ企業統治基準」等の社内規程に基づき、リスク管理を行います。

3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、連結ベースの中期経営計画および年度経営計画を策定し、セーレングループ全体の業績目標を達成するために、子会社ごとに業績目標を定めます。また、年度経営計画の大幅な未達及び変更は、当社に適宜報告するものとしております。

子会社は、子会社の経営管理に関する社内規程に基づき事業運営を行い、子会社およびグループ全体の経営の透明性・効率性の向上を図ります。

4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

セーレングループのコンプライアンス体制を構築するため、セーレングループのコンプライアンス基本規程を定め、継続的に社員教育を実施します。

「内部通報制度」は、通報者及び相談者の対象にグループ会社の従業員やグループ会社の取引業者の従業員等を含み、窓口に直接通報できるダイヤルイン電話番号及びEメールアドレスを公開しております。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、グローバル業務監査室に監査役補助者を配置し、監査役会事務局および監査役補助業務を行っております。

補助者の人事考課および異動については、常勤監査役の事前の同意を得ることとしています。また、補助者は、監査役が指示した補助業務については、補助者の属する組織の上長ほかの業務執行側の指揮命令を受けないものとしております。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するために、取締役会等の重要な会議に出席し、稟議書等の重要な書類の閲覧を実施しております。さらに、内部監査部門および子会社監査役は、監査役に対して監査報告を実施しております。また、取締役及び使用人は、会社に著しい損害を与える事実が起こった場合、またはその恐れがある場合は、発見次第速やかに監査役に対して報告を行います。

当社グループの「内部通報制度」の担当部署は、当社グループの役職員等からの内部通報の状況について、当社監査役にすべて報告を行います。また、当該通報または相談を行ったものに対して、解雇その他のいかなる不利益な取扱いも行わないことを規定しています。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務執行について生ずる費用等について毎期一定の予算を設けており、費用等が発生したときは監査役補助者が速やかに処理します。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、部門長、部工場長、重要な子会社主管者からヒアリングを実施し、代表取締役、内部監査部門、および会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、健全な企業活動のため、反社会的勢力および団体とは決して関わりを持たず、また不当な要求に対しては毅然とした対応を取って参ります。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社グループの企業規範である「企業倫理に基づく社員の行動指針」に反社会的勢力に対する行動基準を示し、社内のコンプライアンス研修を通じてその内容を全員に周知徹底しております。

また、総務部を対応統括窓口として、警察当局、顧問弁護士等との連携を図りながら、事案に応じて関係部門と協議の上対応してまいります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

当社は、会社情報開示の窓口を「総務部」と定め、「総務部」と「経営企画部」との密接な連携により、発生事実・決定事実を問わず投資家に供すべき会社の重要情報を開示します。

会社が決定すべき経営に係る重要事項は、「取締役会」において「取締役会規則」に基づいて付議・決定することとしており、運営に係る重要事項については毎月開催する「経営会議」（当会議には、取締役・執行役員・総務部長をはじめとする関係各部署長のほか監査役が出席する）において付議・討議するルールとなっています。

これらの決定事項のうち、重要な情報は、東京証券取引所の開示基準を参考に上記のとおり「経営企画部」と「総務部」の協議によってその開示の要否を検討し、開示要否の決定後、必要に応じ速やかに開示いたします。

なお、「内部者取引管理委員会」を設置し、当社役員・従業員による自社株式の売買を常時チェックしていますが、この場合には、インサイダー取引の発生防止に万全を期すため、重要事項討議の会議出席者全員と開示事務関係者には、公表まで守秘義務を負うことを、あらためて徹底しております。

コーポレートガバナンス体制の模式図

